

徳島地方裁判所委員会（第18回）議事概要

1 開催日時

日時 平成27年10月30日（金）午後2時

2 開催場所

徳島地方裁判所評議室及び8号法廷

3 出席者（各50音順）

池上治徳委員，黒田豊委員，高田憲一委員，田村眞委員〔委員長〕，中村秀美委員，浜尾克也委員，平井松午委員，山田忠宏委員

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員紹介等

(4) 評議室，法廷見学及び模擬証人尋問

(5) 裁判員制度の現状と課題についての説明

（裁判所 徳島地方裁判所刑事部総括裁判官 吉井広幸）

（検察庁 徳島地方検察庁次席検事 山田忠宏）

（弁護士会 徳島弁護士会所属弁護士 山本啓司）

(6) テーマ「裁判員制度の現状と課題～施行から6年を経過して～」についての意見交換

下記5のとおり

(7) 次回開催期日，テーマ等

おって決定

なお，委員からテーマについて複数項目を記載したアンケートをして欲しいという意見があった。

また，地裁委員会単独で年に一回開くべきだという意見で一致した。

(8) 所長あいさつ

(9) 閉会

5 意見交換について（○：委員，□：説明者もしくは裁判官の職にある委員） 要旨

□：（吉井部総括裁判官）

従前は被害者や目撃者等の供述調書等を元にして審理をしていました。裁判員裁判では，法廷で心証を形成することが重要なので，事実関係に争いが無い事件についても，差支えがなければ，法廷で証人として状況等を説明してもらうようにしています。

○： 事案や立証のポイントによって違いますが，書面よりも法廷での証言の方が裁判員に分かりやすければ証人申請しています。真実を法廷で明らかにする一番良い方法が何かということを考えつつ，被害者等を法廷に呼ぶ負担を

考慮して、判断しています。

□： 裁判員裁判では、証人から直接話を聞くのが基本だと思いますが、ケースバイケースだと思います。質問に慣れていない証人の場合は、証人が捜査機関で話した供述調書の方が良くまとめられている場合もあると思います。

□：（田村委員長）

裁判員裁判は、裁判員の皆さんが法廷で目で見、耳で聞いて判断できなければいけません。書面を読み上げることで裁判員に分かってもらえるかという課題があります。

また、適切な量刑をするためには、裁判員が直接に事件の関係者から証言を聞く必要があるのではないのでしょうか。特に人間関係の連れが背景にある事件などでは、被害者の人となりを見てもらうのも、大事なのではないかと思います。

○： 裁判員裁判について、一般的に被告人はどう言っているのですか。

□： 被告人には、裁判員裁判か普通の裁判かという選択肢はないので、裁判員裁判になることについて、どう思っているのか聞いたことはありません。ただ、裁判員裁判の方が厳しい量刑になる傾向があることは、被告人も分かっていると思います。

○： 裁判員裁判が終わった後、やって良かったという反応が多かったとのことですが、悪かったという反応はどういうものですか。

□：（吉井部総括裁判官）

前任庁では、裁判員制度自体に否定的な人が裁判員に選ばれた事件がありました。終わった後も、こんな制度は駄目だと言いつづけていました。

徳島では、それほど否定的な話は聞いていません。

○： 裁判員裁判が導入されたときのシンポジウムで、「裁判員裁判制度をなぜ設けるのか。」ということについて、裁判に一般市民が参加することによって、犯罪の抑止につながるという話をしていました。

実際に、犯罪の抑止につながっているのでしょうか。

□：（田村委員長）

犯罪白書の数字によると、犯罪自体は減少傾向が続いており、治安状況は安定しているようですが、裁判員裁判との因果関係はよく分かりません。

○： 事件のテレビ報道を見ていると、日に日に殺人事件等が増えているような印象を受けますが、必ずしもそうではないのですね。

□：（吉井部総括裁判官）

地域によると思います。

○： 裁判員裁判と通常の裁判の選択ができないという話がありましたが、事件の振分けはどうやっているのですか。

□：（吉井部総括裁判官）

罪名によって決まっています。例えば、殺人事件であれば、裁判員裁判になりますが、法定刑の軽い嘱託殺人等は対象外となります。

○：性犯罪の場合、被告人のいる法廷と別の部屋にいる被害者をビデオリンクで証人尋問をしているという説明がありましたが、被害者の顔を裁判員に隠したりはしないのですか。

□：（吉井部総括裁判官）

裁判員に被害者の顔を隠すことはありません。裁判員には、被害者のプライバシーに関わることは、他の人に言わないように説明しています。

○：被害者の近所の人や裁判員に選ばれると、被害者にとっては嫌だと思えますが、被害者には裁判員の選択権とかはないのですか。

□：（田村委員長）

選択権はありません。もともと、裁判官だけの裁判なら耐えられるけれども、裁判員裁判は嫌だという被害者もいると聞いています。

○：検察庁としては、秘匿手続を申請したり、被害者の知っている人が裁判員に選ばれることがないように対応しています。

○：弁護人は、被害者を傷つけないやらしい質問はしていませんか。紳士的にやっているのですか。

□：基本的には傷つけないように心掛けているとは思いますが、にこやかにできる人とそうでない人がいると思います。全件見ているわけではありませんが、必要以上に被害者を追い込むことはないと思います。

□：（田村委員長）

被害者にも落ち度がある場合、弁護人としてはそこを突かざるを得ない面もあるのではないですか。

□：個人的には、被害者の落ち度がどこまで情状に関係するのか疑問なので、突かないようにはしています。

□：（吉井部総括裁判官）

弁護人の質問がやりすぎだと思うときは、制限するようにしています。

○：事前に、被害者と裁判員が知り合いと分かった場合はどうなるのですか。

□：（吉井部総括裁判官）

裁判員裁判が始まった頃は、検察庁を中心に、被害者と知り合いかどうかを質問事項に入れて選別していましたが、煩雑な面もあります。

最近では補充裁判員を2～3人選任しておき、裁判員が被害者と知り合いと分かった場合には、裁判員を辞めてもらうこととしています。

○：被害者の方から、知り合いが裁判員になることを拒否できないのですか。

□：（田村委員長）

選任手続の中で、検察官と弁護人は、理由を示さずに一定の裁判員候補者を外せるので、検察官や弁護人が疑いがあると考えれば外す方法はあると思います。

- ： 今までに、被害者と裁判員が知り合いだったと問題になったことはあるのですか。
- ：（吉井部総括裁判官）
自分が関わった事件ではなかったと思います。徳島は人口が少ないですが、意外にそういう事例はありませんでした。
裁判員制度が始まった頃は、検察庁が被害者保護ということで神経質になっていましたが、被害者と面識のある人が裁判員になることはそうそうないことが分かってきたようです。
ただ、念には念入れて、先ほど説明したとおり、分かった場合には、裁判員を辞めてもらうこととしています。
- ：（田村委員長）
選任手続の際に、裁判員候補者に事件の概要を見てもらう運用をしており、私の経験では、それを見て知り合いと分かった裁判員候補者が自ら辞退した例もありました。
- ： 裁判員は秘密を漏らさないという誓約書を書くのですか。
- ：（吉井部総括裁判官）
誓約書は書きませんが、法令に従い誠実に職務を行うという宣誓をしてもらいます。
- ：（田村委員長）
法令の中に守秘義務がありますので、当然秘密を漏らさないという約束をしたということになります。
- ： 社内で懲戒処分を決める際に、事実認定は簡単にできるのですが、処分内容を決めるのに非常に悩みます。裁判員裁判では、量刑を決める評議にどのくらい時間をかけているのですか。
- ：（吉井部総括裁判官）
事案にもよりますが、量刑判断で着眼すべき点があります。例えば、やったこと自体の危険性が現実化したのか、たまたま生じた結果が重かったのかなどです。次に、違法性と責任を議論し、量刑グラフと比較し、更に被害弁償等を加味して量刑を決めることになります。
- ： 過去の同様な事例を引き合いに出すのですか。
- ：（吉井部総括裁判官）
量刑システムの選択条件を使用して、同じ種類の事件の量刑グラフを出し、今回の事件が量刑グラフの中でどの辺りの位置付けになるのかを考えてもらっています。
- ： 量刑を考えるときに、裁判官の法的解釈と、裁判員の考え方にギャップはないのですか。
- ：（吉井部総括裁判官）
検察官の求刑を越える判決が一件ありましたが、徳島ではギャップを感じ

たことはありません。

○： 裁判員裁判によって重罰化していることはあるのですか。

□：（吉井部総括裁判官）

性犯罪についてはそういう側面があるのかもしれませんが、個々の事件ではそうともいえない面もあります。

□：（田村委員長）

全体的に重罰化しているとはいえませんが、量刑の広がりが大きくなっていく面はあります。

□：（吉井部総括裁判官）

殺人罪の法定刑の下限が上がったように、刑法が厳罰化の方向で改正されている影響があるのかもしれませんが。

□：（田村委員長）

裁判官はこれまでの裁判例の枠内で考えようとするが、他方、裁判員は、枠にとらわれず、市民感覚に基づいて自由に発想するという傾向はないですか。

□：（吉井部総括裁判官）

量刑判断にはある程度の幅がありますが、市民感覚といっても枠を大きく逸脱してしまうと被告人の納得を得られなくなります。従前の量刑の枠を超えるには、十分な合理的理由が必要であり、それがなければ、公平性を欠き、制度に対する信頼が揺らぐと思います。

○： 量刑グラフについては、裁判員制度以前のデータも入っているのですか。

□：（田村委員長）

データは平成20年4月以降のものですが、裁判員裁判の開始は翌21年の5月なので、1年分だけは、裁判官裁判のデータが入っています。純然たる裁判員裁判だけのデータという訳ではありません。

○： 仕事上、データを分析しているのですが、検察庁による説明で引用した「裁判員裁判のアンケート結果」のサンプル数が少ないと感じます。特定の人によって影響を受けている部分はないのですか。

○： 事件によって複雑なものもありますので一概には言えませんが、一定数分りにくい人がいることを認識して改善していかないといけないと思います。なお、同じようなアンケートを全国的に行っています。

□：（田村委員長）

平成26年の全国でのアンケートを見ると、検察官の説明が分かりにくかったと答えている人が5.6%で、そうではないという人が92.8%いました。

圧倒的多数の裁判員経験者が、検察官の説明が分かりにくくはなかったと答えています。

ちなみに、弁護人の話す内容については、20.9%が分かりにくかった

と答えているようです。

□： 弁護人のスキルを上げていく必要があると率直に思います。一方、弁護人としては、分かりやすさを追求するだけでなく、被告人のために言うべきことは、分かりにくくても言うしかない面もあります。

□：（吉井部総括裁判官）

検察官はストーリーを提示できるので、聞いていて分かりやすいですが、弁護人は、反省や被害弁償等、断片的な話になるので、やむを得ない面があるのではないのでしょうか。

研修等では、弁護人もストーリーを提示するように言われていますが、なかなか難しい面もあるのではないかと思います。

□：（黒田委員）

裁判員裁判は、民事事件と違ってビジュアル的で分かりやすい裁判を目指していると感じました。民事裁判は、取引当時の書類（証拠）が強いので、どうしても書面主義になってしまっていますが、証人尋問ではもう少し工夫の余地があるのかなと思いました。

○： 取調べの可視化（録音・録画）が、裁判の迅速化につながってきているのでしょうか。

□：（吉井部総括裁判官）

供述調書では、どこまでが問いで、どこからが答えなのか分からないこともあります。可視化によって、どういう取調べがなされたかということが分かれば、調書の任意性の争いが減るのではないかと考えています。

□：（田村委員長）

従前は、取調べの適否が争いになった場合、取り調べた捜査官と被告人とが、相反する証言等をして平行線になることが多くありました。

裁判官でも非常に判断し難い状況でしたので、裁判員が判断するのはなおさら困難だと思います。そういうことも裁判員裁判を録音録画する流れにつながってきていると思います。

○： 当庁（徳島地検）では、身柄事件の弁解録取手続を録音録画しており、否認事件については、その後も引き続き録音録画しています。

○： 感想として、裁判員の現場の法廷に初めて座れて非常に良かったと思います。新庁舎では裁判員法廷はどのような感じになるのですか。

□：（河野局長）

新庁舎は、地下1階、地上6階で、裁判員法廷は2階に設置される予定です。今の裁判員法廷の設備を全部入れて、今よりも広くなる予定です。